



福岡医発第1716号(地)
平成21年12月19日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導) 関する
留意点について(お願い)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、居宅療養管理指導費(介護予防居宅療養管理指導)は、**利用者との契約に基づき**、要支援・要介護状態となった利用者が、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師が通院困難な利用者の居宅を訪問し、心身の状況や置かれている環境等を把握して、療養上の管理・指導・助言等を行うことにより、利用者の療養生活の向上を図るものです。

具体的には、(1)居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)に対する、居宅サービス計画作成等に必要な情報提供、(2)利用者及び家族等に対する、居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導・助言などとなっております。

今般、居宅療養管理指導費(介護予防居宅療養管理指導)に関する不適切事例につきまして、福岡県保健医療介護部介護保険課より情報提供があり、本会において、概要や留意点等をまとめましたので、別紙のとおりお送りいたします。

つきましては、居宅療養管理指導費(介護予防居宅療養管理指導)の算定にあたりまして、別紙事項について今一度ご確認いただきますよう**至急**会員各位への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 本会にて、「居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書(例)」を作成しておりますので、ご活用いただければ幸いです。(平成21年6月10日付け福岡医発第535号(地)参照)
- 2) 本通知の別紙及び「居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書(例)」は、主治医研修会その他介護保険に関する研修会時に資料として配布いただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
介護保険副担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

居宅療養管理指導費（介護予防居宅療養管理指導）について

I. 居宅療養管理指導（予防居宅療養管理指導）とは

居宅療養管理指導の基本方針は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、看護職員などが、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものです。

最近の調べでは、福岡県内で居宅療養管理指導費（予防居宅療養管理指導）を請求している医療機関は、約 360 施設です。

【医師が行う場合】

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 居宅療養管理指導費（Ⅰ） | 500 単位 |
| (2) 居宅療養管理指導費（Ⅱ） | 290 単位 |

※在宅時医学総合管理料又は特定施設入居者等医学総合管理料を算定する利用者の場合は、（Ⅱ）を算定。

1. 通院が困難な利用者に対して、指定居宅療養管理指導事業所の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、指定居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に**必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。）**並びに利用者若しくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、1 月に 2 回を限度として算定する。
2. (1) について、指定居宅介護支援事業者等に対する情報提供を行わなかった場合は、1 回につき 100 単位を所定単位数から減算する。
3. (1) については、(2) 以外の場合に、(2) については、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)の**在宅時医学総合管理料又は特定施設入居者等医学総合管理料を算定する利用者に対して、医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、指定居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に****必要な情報提供(利用者の同意を得て行うものに限る。)**を行った場合に、所定単位数を算定する。

1) 運営基準に関するもの

①利用者との契約を交わすこと。

介護保険サービスの提供にあたっては、利用者との契約が必要です。

②重要事項説明書の交付・利用者の同意。(※第 8 7 条)

重要事項説明書の交付にあたり、サービス提供の内容及び費用についてあらかじめ利用者又はその家族に対して説明の上、利用者本人の同意を得ることとされております。

③一部負担金は、必ず徴収すること。(※第 8 7 条)

自己の利益のために、一部負担金を徴収しないことは、行政処分の対象となります。

④サービス担当者会議への参加、若しくは文書で居宅介護支援事業所又は居宅サービス事業所に情報提供すること。(※第 8 9 条)

基本的には、サービス担当者会議に参加することとされております。その場合は必ずしも文書は必要ありません。

また、サービス担当者会議に参加困難な場合や開催されない場合（担当ケアマネがない、他に介護サービスを利用していない場合）は、原則として文書等（メール、FAX 可）により、ケアマネ利用者若しくは利用者の家族に情報提供をします。

⑤診療録への記載

診療録の記載は、訪問診療などと別個に行う必要はありませんが、介護サービスとしての居宅療養管理指導について、下線や枠囲みなどによって他の記載と分ける必要があります。

2) 報酬算定基準に関するもの

①算定対象は、通院困難な利用者である。

定期的に通院している利用者に対して、居宅療養管理指導費（予防居宅療養管理指導）は算定できません。

②具体的なサービス提供記録を記載すること。

③複数の医療機関の医師が一人の利用者に対して算定できない。

※主治の医師又は歯科医師がやむを得ない事情により訪問できない場合については、同一医療機関の医師・歯科医師が代わりに訪問して指導した場合は認められるが、複数の医療機関の医師・歯科医師による算定は認められていない。

④医療保険と介護保険両方に同じ内容の請求はできない。

同一医師が同一利用者（患者）に関し、同一月に医療保険の「在宅時医学総合管理料」を算定した場合に、「居宅療養管理指導費（Ⅰ）」（500点）を算定している場合がありますので、ご注意ください。

Ⅲ. 医師、歯科医師の居宅療養管理指導に関するQ & A

【 Q 1 】（平成 18 年 4 月改定関係Q & A（Vol. 1）より）

医師、歯科医師の居宅療養管理指導について

①月に2回往診を行っていても、月に2回、居宅介護支援事業所のケアマネへの情報提供を行わなければ算定できないのか。

②また、居宅介護支援事業所のケアマネへの情報提供をしなければならないということは、利用者が認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護を利用している利用者の場合やセルフケアプランや住宅改修、特定福祉用具購入のみの利用者の場合は算定できないのか。

【 A 1 】

①について、往診等、利用者の状況等について医学的観点から見た情報をケアマネ等に対して情報提供しなければならない。この場合において、医学的観点から、利用者の状態に変化がなければ、変化がないことを情報提供することや、利用者や家族に対して往診時に行った指導・助言の内容について情報提供すること等でも足りることとする。

②について、医師・歯科医師の居宅療養管理指導は、居宅介護支援事業所のケアマネや、当該ケアマネを介さずにサービスを利用している場合には、直接、サービス事業所に対する情報提供を行うことでも算定可能であり、したがって、ご指摘のようなケースについても、サービス事業所に対して情報提供を行うことで算定は可能である。

なお、そのような場合の具体的な情報提供としては、医師・歯科医師により直接にサービス事業者へ情報提供を行う方法や、利用者本人を介して行う場合が考えられる。

※①②ともに、利用者の同意を得て行うものに限られているので、このサービスを行う場合は、利用者に対して十分な説明が必要である。

【 Q2 】（介護報酬改定に係るQ&A（平成15年4月版）より）

1人の利用者について、それぞれ月2回まで算定できるとされたが、その具体的な内容について

【 A2 】

1人の医師及び1人の歯科医師のみが1人の利用者について1月に2回居宅療養管理指導を算定できる。複数の医師、複数の歯科医師による算定は原則としてできないが、主事の医師又は歯科医師がやむを得ない事情により訪問できない場合については、同一医療機関の医師・歯科医師が代わりに訪問して指導した場合は認められるが、複数の医療機関の医師・歯科医師による算定は認められていない。

【 Q3 】（介護報酬改定に係るQ&A（平成15年4月版）より）

医師・歯科医師の居宅療養管理指導の算定日について、例えばある月に5回訪問診療があり、そのいずれの場合も居宅療養管理指導を行った場合に、月2回居宅療養管理指導を算定しようとする場合の算定日は、事業者の任意で、5回の訪問診療の日のうちのいずれかから選んでもよい。

【 A3 】

医師・歯科医師の居宅療養管理指導については、1日の訪問診療又は往診につき1回のみ算定できる。当該月の訪問診療または往診が3日以上ある場合は、当該の日のうち、主たる管理指導を行った2回の訪問診療または往診の日とする。

【 Q4 】（介護報酬改定に係るQ&A（平成15年4月版）より）

訪問診療を算定した同一日における薬剤師等の居宅療養管理指導の算定について

【 A4 】

医療保険による訪問診療を算定した日において、医療機関の薬剤師・管理栄養士の居宅療養管理指導を算定できない。ただし、医療機関の薬剤師・管理栄養士の居宅療養管理指導を行った後、患者の病状の急変により、往診を行った場合についてはこの限りでない。

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書（例）

平成 年 月 日現在

1 事業者（法人）の概要

事業者名			
代表者名			
所在地・連絡先	(住所) 〒 —		
	(電話)	—	—
	(FAX)	—	—

2 事業所の概要

事業所名			
事業所番号	○○○○○○○○○○		
所在地・連絡先	(住所) 〒 —		
	(電話)	—	—
	(FAX)	—	—
① 指定を受けているサービスの種類			
② 指定番号			
③ サービス提供地域			

3 事業の目的及び運営の方針

目 的	
運営方針	

4 従業者の勤務体制

従業者 の 職 種	人 数		通常の勤務体制
	常 勤 (人)	非常勤 (人)	
医 師			・ 常 勤 午前〇：〇〇～午後〇：〇〇 ・ 非常勤 午前〇：〇〇～午後〇：〇〇
薬剤師			・ 常 勤 午前〇：〇〇～午後〇：〇〇 ・ 非常勤 午前〇：〇〇～午後〇：〇〇
管理栄養士			・ 常 勤 午前〇：〇〇～午後〇：〇〇 ・ 非常勤 午前〇：〇〇～午後〇：〇〇
看護職員			・ 常 勤 午前〇：〇〇～午後〇：〇〇 ・ 非常勤 午前〇：〇〇～午後〇：〇〇

5 診療日及び診療時間

診 療 日	診 療 時 間
平 日 (月曜日～金曜日)	〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
土曜日	〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

※日曜日・祝日・年末年始（〇月〇日～〇月〇日）は診療しておりません。

6 サービスの内容と費用

(1) サービスの内容

居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という。）の種類	内 容
1 医師が行う居宅療養管理指導	通院が困難な利用者に対して、医師が、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。）並びに利用者若しくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行います。
2 薬剤師が行う居宅療養管理指導	通院が困難な利用者に対して、薬剤師が、医師の指示に基づき、利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行います。
3 管理栄養士が行う居宅療養管理指導	通院が困難な利用者に対して、管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行います。 ※ 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする方又は低栄養状態にあると医師が判断した方が対象となります。
4 看護職員が行う居宅療養管理指導	通院が困難であり、医師が看護職員による管理指導が必要であると判断した利用者に対して、看護師が利用者を訪問し、療養上の相談及び支援を行います。 ※ 利用者が、定期的に通院又は訪問診療を受けている場合、訪問看護、訪問リハビリ、短期入所生活介護及び療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を受けている間は対象となりません。

(2) 費用

ア 利用料

介護保険の適用がある場合は、原則として提供された居宅療養管理指導費の1割が利用者の負担額となります。

【料金表】

居宅療養管理指導の種類	利用料金（利用者自己負担（1割）分）
1 医師が行う居宅療養管理指導	1月に2回を限度として（1回当たり） 500円 ※ 事業者に対する情報提供が行われない場合は、100円を減算 ※ 「在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時医学総合管理料」を算定している場合は、1月に2回を限度として（1回当たり）290円
2 薬剤師が行う居宅療養管理指導	1月に2回を限度として（1回当たり） 1）在宅の利用者の場合 550円 2）居住系施設入居者等の場合 385円 ※ 厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合は100円を加算
3 管理栄養士が行う居宅療養管理指導	1月に2回を限度として（1回当たり） 1）在宅の利用者の場合 530円 2）居住系施設入居者等の場合 450円
4 看護職員が行う居宅療養管理指導	2月の間に1回を限度として（1回当たり）400円 ※准看護師が行う場合は（1回当たり）360円

イ 交通費

居宅療養管理指導の提供に要する交通費は、〇〇〇〇〇〇となります。

ウ キャンセル料

利用者の方の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の方の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の〇日前までに連絡があった場合	無 料
利用日の〇日前までに連絡があった場合	利用料自己負担部分の〇〇%
利用日の〇日前までに連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の〇〇%

7 利用料等のお支払方法

毎月、〇〇日までに前月分の請求をいたしますので、〇〇日までに下記口座に振り込み送金してお支払ください。

〇〇銀行〇〇支店 普通預金口座（口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇） 口座名義〇〇〇〇〇〇
--

※入金確認後、領収書を発行します。

8 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口 ・窓口責任者 〇〇〇〇（職種：〇〇） ・ご利用時間 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 ・ご利用方法 電話（〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇） 面談（当事業所〇階会議室） 苦情箱（〇〇に設置）	
〇〇町役場 〇〇課 〇〇係 住所	電話番号
福岡県介護保険広域連合〇〇支部 住所	電話番号
福岡県国民健康保険団体連合会 住所	電話番号

9 利用者の方へのお願い

サービス利用の際は、介護保険被保険者証を提示してください。

10 その他の事項

事 項	内 容
職員研修	年〇〇回、〇〇〇の研修を行っています。
〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

当事業者は、重要事項説明書に基づき、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

平成 年 月 日

事業者 事業者(法人)名
所在地
代表者氏名
説明者氏名

印

印（職名： ）

事業者が重要事項説明書に基づいて説明を行った居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の内容について同意します。

平成 年 月 日

利用者 住所
氏名

印

利用者家族 住所
氏名

印（続柄： ）

代理人(選任した場合) 住所
氏名

印（続柄： ）